

2023年10月30日

各位

会 社 名 株式会社アスマーク
(コード番号 4197 TOKYO PRO Market)
代 表 者 名 代表取締役 町田 正一
問 合 せ 先 取締役管理部長 飯田 恭介
T E L 03-5468-8181
U R L <https://www.asmarq.co.jp/>

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2023 年 10 月 30 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場（以下、「取引所」といいます。）への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 85,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定
(2023 年 11 月 14 日開催の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 2023 年 12 月 1 日（金曜日） |
| (4) 増加する資本金の額 及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、2023 年 11 月 24 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5). 募 集 方 法 | 発行価格での一般募集とし、株式会社 S B I 証券に全株式を引受価額で買取引受させる。

引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (6) 発行価格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、需要状況等を勘案した上で、2023年11月24日に決定する。）
- (7) 申込期間 2023年11月27日（月曜日）から
2023年11月30日（木曜日）まで
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 株式受渡期日 2023年12月4日（月曜日）
- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。
- (11) 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 二子玉川支店
- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 425,000株
- (2) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (3) 売出人及び売出株式数
東京都目黒区
町田正一 415,000株
東京都港区
木原康博 10,000株
- (4) 売出方法 売出価格での一般向け売出しとし、株式会社SBI証券、大和証券株式会社、岡三証券株式会社、極東証券株式会社、松井証券株式会社、あかつき証券株式会社に全株式を引受価額で買取引受させる。
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。

.....
 ・ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
 ・.....

- (8) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向け売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額が引受人の手取金となる。引受価額は、上記 1. における募集株式の引受価額と同一となる。
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また上記 1. において定める公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 76,500 株（上限）
（オーバーアロットメントによる株式売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2023 年 11 月 24 日（発行価格等決定日）に決定される。）
- (2) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (3) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
株式会社 S B I 証券 76,500 株（上限）
- (4) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。また上記 1. において定める公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 76,500 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記 1. における公募による募集株式の払込金額と同一となる。）
- (3) 割 当 価 格 未定（なお、上記 1. における引受価額と同一とする。）
- (4) 払 込 期 日 2023 年 12 月 28 日（木曜日）

.....
 ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割当先及び割当株式数 株式会社SBI証券76,500株
なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。
- (7) 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 二子玉川支店
- (8) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (9) 募集株式の払込金額及びその他本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は今後開催予定の取締役会において決定し、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 上記3.において定めるオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本募集株式発行も中止する。

.....
 ● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
 ●

[ご 参 考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 | 当社普通株式 85,000 株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ①引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 425,000株
②オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 上限 76,500株 |
| (3) 需 要 の 申 告 期 間 | 2023 年 11 月 16 日 (木曜日) から
2023 年 11 月 22 日 (水曜日) まで |
| (4) 価 格 決 定 日 | 2023 年 11 月 24 日 (金曜日)
(募集価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申 込 期 間 | 2023 年 11 月 27 日 (月曜日) から
2023 年 11 月 30 日 (木曜日) まで |
| (6) 払 込 期 日 | 2023 年 12 月 1 日 (金曜日) |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 2023 年 12 月 4 日 (月曜日) |

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、株式会社 S B I 証券が76,500株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社 S B I 証券が当社株主である町田正一（以下、「貸株人」という。）から借受ける株式であります。

これに関連して、株式会社 S B I 証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、2023年12月25日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2023年10月30日開催の当社取締役会において、株式会社 S B I 証券を割当先とし、払込期日を2023年12月28日とする当社普通株式76,500株の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っています。株式会社 S B I 証券は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシュエーションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

株式会社 S B I 証券は、上場日（2023年12月4日）から2023年12月25日までの期間（以下、「シンジケ

.....
 ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

ートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、株式会社SBI証券は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,000,000 株
公募増資による増加株式数	85,000 株
公募増資後の発行済株式総数	1,085,000 株
第三者割当増資による増加株式数	76,500 株
第三者割当増資後の発行済株式総数	1,161,500 株

（注）第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記「4. 第三者割当による募集株式発行の件」の募集株式数の全株に対し、株式会社SBI証券からグリーンシュエーションの通知があり、発行がなされた場合の数値です。

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 179,860 千円に、本件第三者割当増資の手取概算額上限 161,874 千円とあわせて、既存リサーチ事業をより強化するためのリサーチシステム開発費（2024 年 11 月期に 60,000 千円、2025 年 11 月期に 60,000 千円）、HR テック事業を成長させるための広告宣伝費（2024 年 11 月期に 40,000 千円、2025 年 11 月期に 60,000 千円）、セキュリティ対策を始めとしたインフラ関連の設備強化費用（2024 年 11 月期に 25,000 千円、2025 年 11 月期に 25,000 千円）、採用費（2024 年 11 月期に 15,000 千円、2025 年 11 月期に 30,734 千円）に充当する予定であります。

（※）有価証券届出書提出時における想定発行価格 2,300 円を基礎として算出した見込額であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、現在成長過程におり、一層の事業拡大と経営基盤の安定を目指しており、優秀な人材の獲得や教育環境の整備、システム開発等の投資といった事業基盤の整備をすることが優先課題と認識しており、創業以来配当を実施しておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の株主への配当政策としましては、業績や財務の状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の強化と今後の事業展開への備えに役立てていく方針であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後の株主に対する利益配分の具体的増加策につきましては、利益配分の基本方針に沿って、1株当たり当期純利益の増大によって実現させる予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	2020年11月期	2021年11月期	2022年11月期
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△130.31円	196.43円	178.88円
1株当たり配当額	－円	－円	－円
(1株当たり中間配当額)	－	－	－
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本利益率	－%	39.6%	26.1%
純資産配当率	－%	－%	－%

(注)

- 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
- 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数であります。
- 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当実績がないため、記載しておりません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 2020年11月期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
5. 2020年11月期の数値については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

5. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

6. ロックアップについて

(1) TOKYO PRO Market における当社普通株式の取引（気配表記を含む。）がブックビルディング方式による発行価格及び売出価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である町田正一、売出人である木原康博、当社株主である株式会社ビデオリサーチ、町田香織、株式会社ドウ・ハウス及び株式会社MAM並びに当社新株予約権者である水城良祐、飯田恭介、観野広、藤崎浩美、金井和彦、内藤正和、大内智、南雲健司、田浦典幸及び逸見祥広は、主幹事会社に対し、本書提出日から当社普通株式に係る TOKYO PRO Market からの上場廃止予定日である 2023 年 12 月 3 日までの期間中は、本書提出日現在に自己の計算で保有する当社普通株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等又はこれらに係る注文を行わない旨を約束しております。

(2) 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である町田正一、売出人である木原康博、当社株主である株式会社ビデオリサーチ、町田香織、株式会社ドウ・ハウス及び株式会社MAM並びに当社新株予約権者である水城良祐、飯田恭介、観野広、藤崎浩美、金井和彦、内藤正和、大内智、南雲健司、田浦典幸及び逸見祥広は、主幹事会社に対し、東京証券取引所スタンダード市場への上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2024 年 5 月 31 日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）は行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

上記のほか、当社は、2022 年 7 月に第三者割当により、第 5 回新株予約権（ストック・オプション）（以下、「対象新株予約権」という。）を発行しております。対象新株予約権に係る各割当先の割当株式数は以下のとおりです。

割当先	対象新株予約権の数（括弧内は新株予約権証券の目的である株式の数）
水城 良祐	10,000 個（10,000 株）
飯田 恭介	5,000 個（5,000 株）

（注） 1. 退職等の理由により権利を喪失した者については、記載しておりません。
 2. 新株予約権証券の目的である株式の数が 1,000 株以下である従業員（特別利害関係者等を除く。）99 名（新株予約権証券の目的である株式の数の合計：32,700 株）に関する記載は省略しております。

取引所の定める有価証券上場規程施行規則第 272 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、当社は、対象新株予約権の割当先との間で、対象新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または対象新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

（注）上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。